

大阪市告示第1496号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年10月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場 トレーニング場	令和6年11月1日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和6年11月5日（火）から 同月6日（水）まで	
	令和6年11月8日（金）	
	令和6年11月11日（月）から 同月13日（水）まで	
	令和6年11月15日（金）	
	令和6年11月18日（月）から 同月20日（水）まで	
	令和6年11月22日（金）	
	令和6年11月25日（月）から 同月27日（水）まで	
	令和6年11月29日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）